

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 27 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 百 家 聡 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 17 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 24 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 10 月 1 日 午前 9 時 30 分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 10 月 15 日 午前 10 時 00 分 場 所 千葉地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 10 月 2 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 10 月 6 日 午後 4 時 30 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 7 年 8 月 27 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	890,000 712,000	一括	178,000	29,276	0
1	650,000				
2	240,000				
</					



物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 所 在 | 袖ヶ浦市上泉字東房根 |
| | 地 番 | 1 4 7 6 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 2 9 . 7 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 袖ヶ浦市上泉字東房根 |
| | 地 番 | 1 4 7 6 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 1 . 3 0 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7 年 6 月 24 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 竹 内 信 俊

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号 1, 2】

本件土地につき、売却対象外の未登記建物（主である建物：作業所・軽量鉄骨造
亜鉛メッキ鋼板葺平家建・約 149.05 m²、附属建物：事務所・木造亜鉛メッキ
鋼板葺平家建・約 19.87 m²）のために法定地上権が成立する。

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

なし

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

隣地（地番 1855 番 2、1857 番 1 等）との境界が不明確である。

【物件番号 1】

本件土地上に現存しない建物（家屋番号 1476 番 1）の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 袖ヶ浦市上泉字東房根 |
| | 地 | 番 | 1 4 7 6 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4 2 9 . 7 5 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 袖ヶ浦市上泉字東房根 |
| | 地 | 番 | 1 4 7 6 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 6 1 . 3 0 平方メートル |



令和7年(ヌ)第59号
令和7年4月28日受理
令和7年6月13日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所

執行官 中 村 貢

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 袖ヶ浦市上泉字東房根 |
| | 地 | 番 | 1 4 7 6 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4 2 9 . 7 5 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 袖ヶ浦市上泉字東房根 |
| | 地 | 番 | 1 4 7 6 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 6 1 . 3 0 平方メートル |



(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	未実施			
土地	物件1、2			
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（物件3） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐			
形状	☒ 概ね公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☒ 上記の者が本土地上に下記目的外建物を所有し、占有している。 ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
建物（目的外建物）	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外建物の概況	
所 在	袖ヶ浦市上泉字東房根1476番1、同番2
家 屋 番 号	なし
種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 作業所
構 造	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積（概略）	約149.05㎡
所 有 者	☒ 本件所有者
建 築 時 期	☒ 平成3年頃 ☐ 不明
建 築 者	☒ 不明
そ の 他 の 事 項	1 外壁が一部破損している。 2 目的外建物の南西側に下記の事務所が存在する。下記事務所は基礎及び周壁を備え、定着性及び外気分断性を有することから建物と認められ、上記目的外建物との位置及び下記種類による用途性から目的外建物の附属建物と認めた。 記 種 類 事務所 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 約19.87㎡ 3 上記目的外建物及び附属建物は何れも未登記である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■千葉県君津土木事務所 係官	本土地の西側に河川に架かる通行路橋が設置されているとのことですが、当庁ではその通行路橋の存在について把握していません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

第1 本物件の状況は別紙公図、土地建物位置関係図及び添付写真のとおりである。

第2 物件1、2について

- 1 物件1、2は一体となって、南側が公図上、赤道（道路形態はない）を介し河川及び北西側角がアスファルト舗装された公衆用道路（地番：1854、地目：公衆用道路、所有者：表題登記上の所有者は建設省）に面する概ね台形状の土地で、後記第3の目的外建物の敷地となっている。
- 2 本土地の北側部分は北側に上り法面、さらに法面の北側は田に面する畦畔が存在する。西側から南側部分は河川に向かい下り法面となっており、河川に面する部分に護岸の土留壁が存在し、本土地と河川との高低差は約4m程度と思われる。東側は隣地と一体となり、隣地に面する部分にはブロック等の構築物は存在しない。本土地の周囲は何れも雑草が密生する状態となっており、隣地との境界は判然としない。本土地の境界及び地積を確定するには別途、専門家による測量を要するものと思われる。
- 3 本土地上に後記第3の目的外建物及び当該建物の附属建物が存在する。目的外建物等の本土地における占有関係は次の本土地等における状況、目的外建物の公課証明書及び所有者提出の占有関係照会に対する回答書から所有者会社が所有権に基づき占有するものと認められる、なお、目的外建物及び当該建物の附属建物は何れも未登記であり、空家の状態となっている。
 - (1) 目的外建物の作業所内に所有者会社名が表示された機械が存在した。
 - (2) 目的外建物の附属建物に設置された郵便受けに所有者会社名が表示されていた。
 - (3) 本土地には第3者の占有を示す徴表は窺えなかった。
- 4 別紙土地建物位置関係図中、「未登記目的外建物」の南側、「未登記目的外建物の附属建物」の東側に建物基礎と思われるコンクリート製の構造物が存在する。下記建物の不動産登記記録全部事項証明書及び建物図面（各階平面図）からコンクリート製の構造物は下記建物の基礎部分と思われる。下記建物は本土地上に現存しない。

記

所 在 袖ヶ浦市上泉字東房根1476番地1

家屋番号 1476番1

種 類 居宅

構 造 木造草ぶき平家建

床面積 46.88㎡

所有者 有限会社大和興業

- 4 目的外建物の附属建物の東側に定着性が認められないスチール製の簡易物置のほか、西側に仮設の簡易トイレが存在する。

- 5 本土地の西側に河川に架かるコンクリート製の通行路橋が存在する。

第3 目的外建物について

別紙土地建物位置関係図中、「未登記目的外建物」及び「未登記目的外建物の附属建物」表示部分に「目的外建物の概況」欄記載の作業所、事務所が存在する。

第4 その他

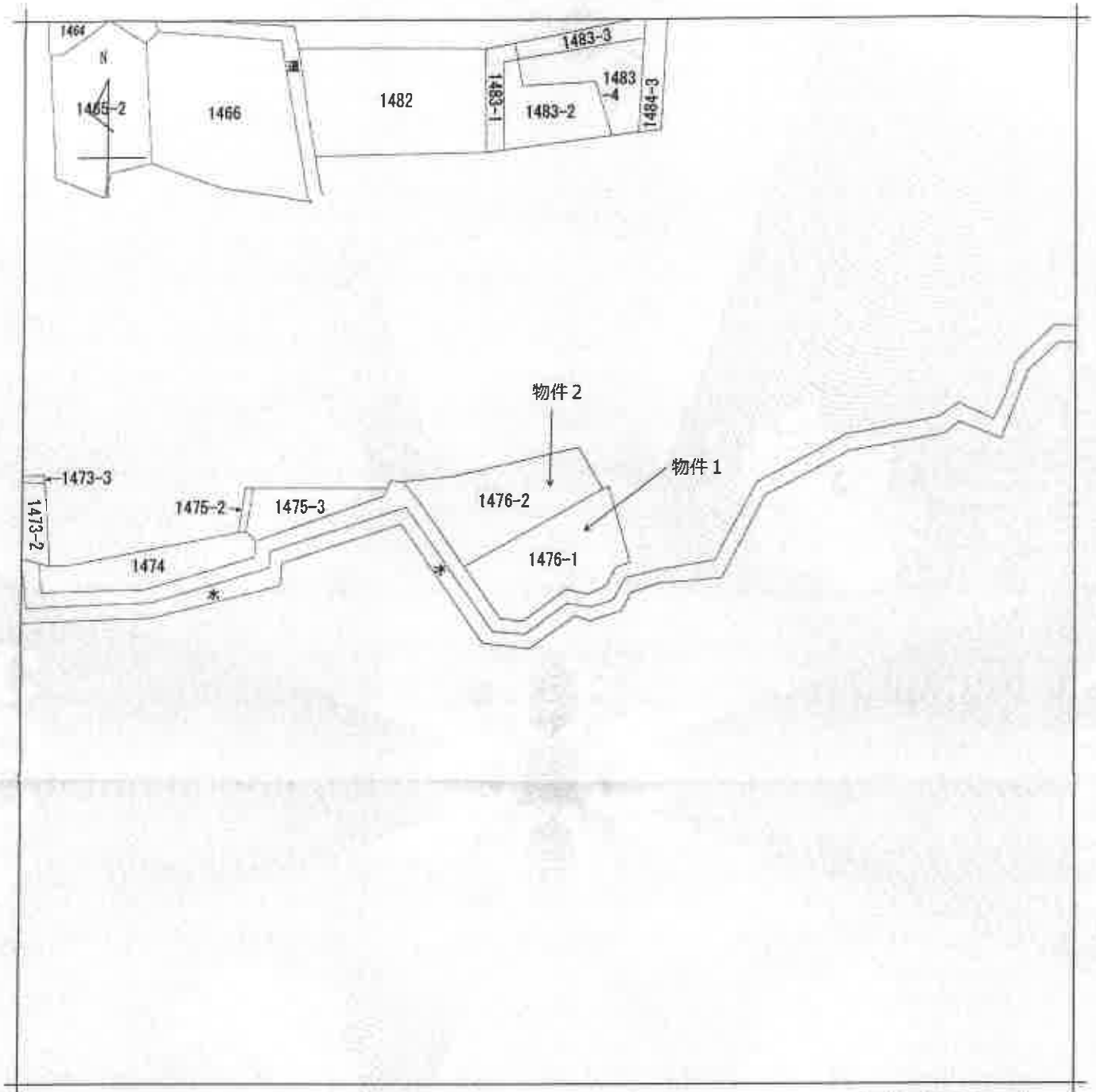
上記第2、4記載の家屋番号1476番1の建物、上記第2、5の通行路橋等について所有者会社代表者から聴取調査を行うべく、同人に複数回架電するも何れも不通であり、聴き取りはできなかった。なお、上記家屋番号1476番1の建物所有者の連絡先と思われる電話番号に架電するも「現在、使われてません。」のメッセージが流れるのみであった。

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年4月30日（水）	執行官室	袖ヶ浦市役所に対し、航空写真重ね地番図、本土地上の建物の公課証明書、建物図面（各階平面図）送付嘱託
7年5月8日（木） 9：20－10：42	物件所在地	物件調査、写真撮影
7年5月9日（金）	執行官室	袖ヶ浦市役所から上記嘱託に係る文書到着 千葉地方法務局木更津支局に対し、本土地上の建物の不動産登記記録全部事項証明書、建物図面（各階平面図）、隣地の公図、不動産登記記録全部事項証明書送付嘱託
7年5月13日（火）	執行官室	所有者会社に対し、占有関係照会書送付
7年5月15日（木） 14：18－14：28	当職携帯電話	千葉県君津土木事務所に架電、係官から通行路橋について聴取
7年5月22日（木）	執行官室	所有者会社から上記照会に対する回答書到着
7年5月26日（月）	執行官室	千葉地方法務局木更津支局から上記嘱託に係る文書到着

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在 袖ヶ浦市上泉字東房根					地 番	1476番1			
出 力 尺	1/600	精 度 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	明治9年5月				備 付 年 月 日 (原図)	明治9年5月		補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局木更津支局管轄)

令和7年3月13日

千葉地方法務局

整理番号：H36537-1

登記官

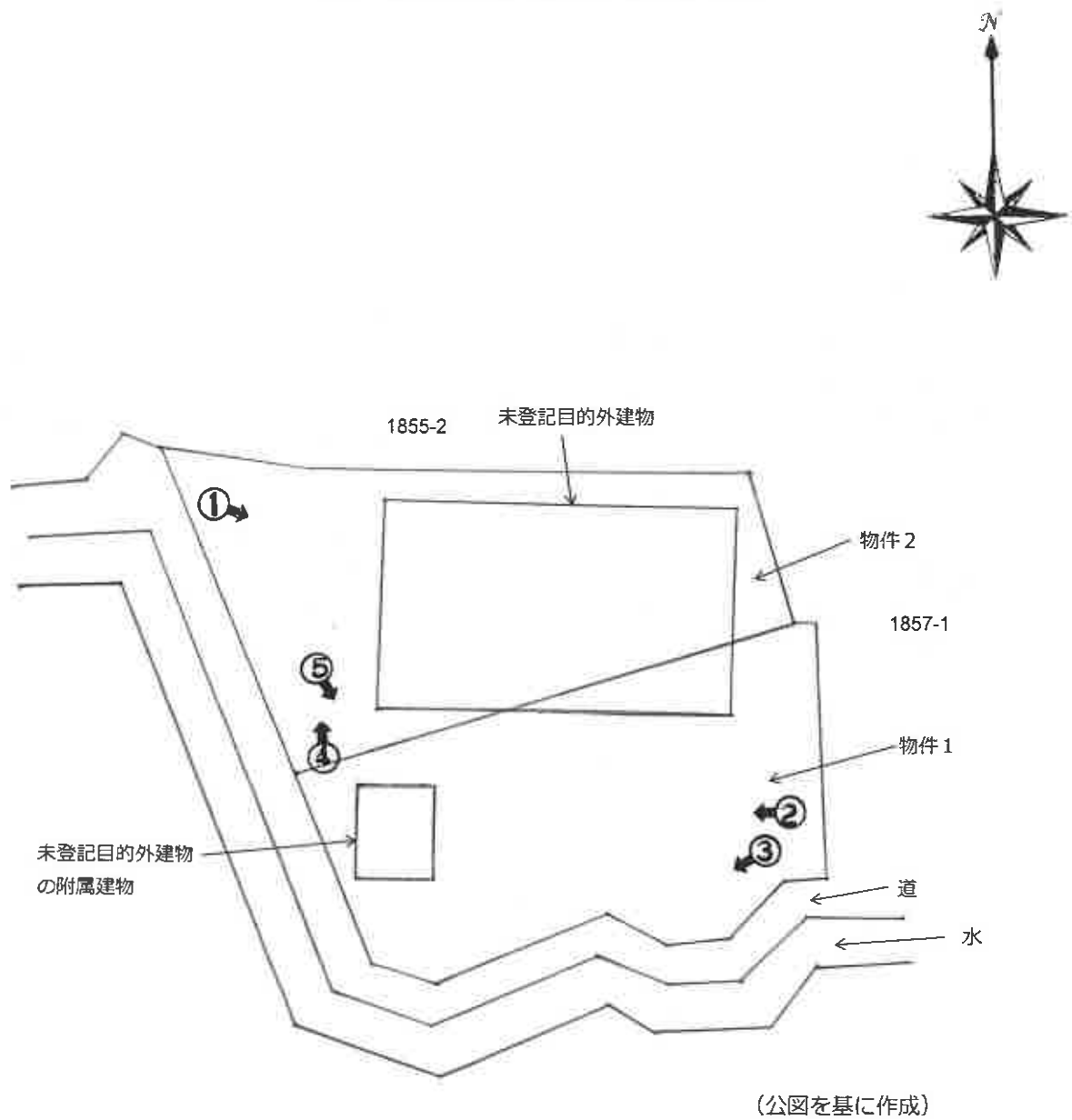
(7 枚目)

(1/1)

(A 3判をA 4判に縮小した)



土地建物位置関係図



(注)○→は写真撮影位置,方向及び写真番号を示す



未登記目的外建物の附属建物

未登記目的外建物

2



未登記目的外建物の附属建物

3





未登記目的外建物の附属建物



令和7年(又)第 59号
令和7年 6月 2日 現地調査
令和7年 6月 9日 評 価
第 7 - 23 号 発行番号
令和7年 6月11日 提出日

千葉地方裁判所

民事第四部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

竹 迫 守 夫

第1 評価額

一 括 価 格	
金 890,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 650,000円
物件2（土地）	金 240,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1・2の価格は目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件価格は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり。		住居表示：未実施
2	物件目録記載のとおり。		住居表示：未実施
番 号	特 記 事 項		
1・2	1. 下記目的外建物（未登記）の敷地として利用されている。 （主である建物） 所 在 袖ヶ浦市上泉字東房根1476番地1、1476番地2 種 類 作業所 構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 約149.05平方メートル （附属建物） 種 類 事務所 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 約19.87平方メートル 2. 隣接地との境界は判然としない。 3. 物件1上に家屋番号1476番1の建物登記があるが、該当する建物は現存しない。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 袖ヶ浦市上泉字東房根 |
| | 地 | 番 | 1476番1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 429.75平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 袖ヶ浦市上泉字東房根 |
| | 地 | 番 | 1476番2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 161.30平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位 置 ・ 交 通	J R久留里線「東横田駅」の北東方・道路距離約 4,500m。徒歩圏内に路線バス停留所はない。 (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	農地の中に既存の農家住宅、倉庫等が点在する地域。道路は幅員約 4m舗装道路が標準で地勢は松川に向かって南東方へ緩傾斜。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化調整区域
	用 途 地 域	指定なし
	建 蔽 率	指定 6 0 %
	容 積 率	指定 2 0 0 %
	防 火 規 制	ない(建築基準法 22 条区域)
	そ の 他 規 制	格別なものはない
画 地 条 件	形状(ほぼ台形)・地勢(敷地内ほぼ平坦・松川へ向かい下り斜面) 接道方位(北西)・東西長(約 30m)・南北長(約 23m) 地積計 591.05 m ² (後記特記事項 1 参照)	
接 面 道 路 の 状 況	法定外道路・幅員(約 3.3m)・連続性(行止り)・舗装(有)・歩道(無)・側溝(無), 高低差(概ね等高)	
	建築基準法上の種類	該当しない
	セットバック	不要(建築基準法上の道路に接道しないため)
	再建築の可否	不可(後記特記事項 3 参照)
土地の利用状況等	目的外建物の敷地として利用されていると認められる。建物の配置は附属資料土地建物位置関係図参照。	
供 給 処 理 施 設 (敷地内までの引き込みを基準に、引き込みが有る場合を「あり」、無い場合を「なし」とした。)	上 水 道	なし
	ガス配管	なし
	下 水 道	なし
土 壌 汚 染 等	・土壌汚染対策法要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。水質汚濁防止法上の特定事業場の指定はない。現況は目的外建物である建設会社の作業場の敷地等であり、重油等に起因する土壌汚染の可能性は否定できない。ただし専門業者による詳細調査によらないと汚染の有無・原因物質・対策費用等は不明である。 ・上記の経緯及び過去住宅地図の調査並びに現地調査から、取り壊し済みの既存建物の基礎に使用されたコンクリート等が埋設されているおそれがある。その他に地下埋設物の存在を疑わせる徴表は認められなかった。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	

特 記 事 項

1. 物件 1・2 を測量した地積測量図は法務局に備付がなく、塀・境界標識は見当たらず 1・2 の各物件及び隣地等との境界は判然としない。北側隣接地地番 1855 番 2 との境は雑草が繁茂し現認できない。西～南側に隣接する無地番地との境界は不明で、松川の手前の下り法面が無地番地に該当するのか、または受命物件に含まれるのかも判然としない。地番図写・市土木管理課備付の参考図写等を参考に図上概測を試みたが、境界を推定することが困難なため現況地積は判定できない。境界及び地積の確定には専門家による測量を要する。
2. 物件 1 上に家屋番号 1 4 7 6 番 1（種類：居宅 構造：木造草ぶき平家建 床面積：46.88 m² 所有者：有限会社大和興業）の建物登記があるが現況建在している目的外建物との同一性はなく、登記上の建物は現存せずコンクリート基礎の跡が一部残存していると認められる。現況の目的外建物は、袖ヶ浦市資産税課での登録情報によると、所有者は有限会社京葉工営（物件 1・2 土地と同一所有者）・平成 3 年新築となっている。
3. 西～南側に隣接する無地番地は、地番図上道となっているが現況道路形態はなく、認定外道路にも該当しないとのことである。北西端部で接する認定外道路が建築基準法上の道路に該当しないこと、現況の目的外建物は市街化調整区域の線引き（昭和 48 年 12 月 28 日）以後に有効な開発許可を経ずに建築された違反建築物の可能性が高いこと等から、再建築は困難と認められる（市都市計画課開発審査班にて聴取）。
4. 南部にプレハブの物置・仮設トイレ（いずれも動産）があるほか、酸素ボンベ、灯油タンク、工具等が残置している。
5. 南西～南側に二級河川松川があり、物件 1・2 と松川の間に下り法面があるが堤・塀等はない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1・2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	10,700	(1-0.20)	429.75	(1-0.40)	2,207,000
2	10,700	(1-0.20)	161.30	(1-0.40)	828,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示等（袖ヶ浦－13）

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 11,800 円/㎡ × 100/100 × 100/100 × 100/110 = 10,700 円/㎡

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：標準的画地と認められ必要なし。

◇地 域 格 差：公示地等は交通接近条件・環境条件で優る点を考慮した。

標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口・奥行・規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

イ 個 別 格 差：建築基準法上の道路に接道がなく道路条件が劣ること、河川隣接の下り斜面を含み自然的条件が劣る減価要因を総合的に考慮して査定 -20%

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：目的外建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、目的外建物のための土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） （千円未満四捨五入） ア×イ＝ウ
1	2,207,000	0.30	法定地上権	662,000
2	828,000	0.30	法定地上権	248,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円) (1① ア - 1② イ) ア	土地利用権等価 格の控除及び加 算 (円) (2①イ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (1万円未満四捨五 入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,207,000	-662,000		0.60	0.7	650,000
2	828,000	-248,000		0.60	0.7	240,000
一 括 価 格 (合 計)						890,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：作業所等の建在する敷地のみの評価であり、事実上使用収益が制約される恐れがあること、境界不明であること、市街化調整区域内の再建築不可な土地であること、登記上所有者が異なる既存建物の登記が残存すること、コンクリート基礎の跡が一部残存していること等から市場流通性が相対的に劣ること、事実上残置物の撤去費用負担が発生するリスク等を総合的に考慮し、市場性修正を行った。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考資料

地価公示価格（袖ヶ浦－13）

所 在：袖ヶ浦市横田字下大坪280番7

価 格：11,800 円/㎡

位 置：「東横田駅」の北西方約500mに位置する。

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：1,021 ㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：東側幅員4.5m道路

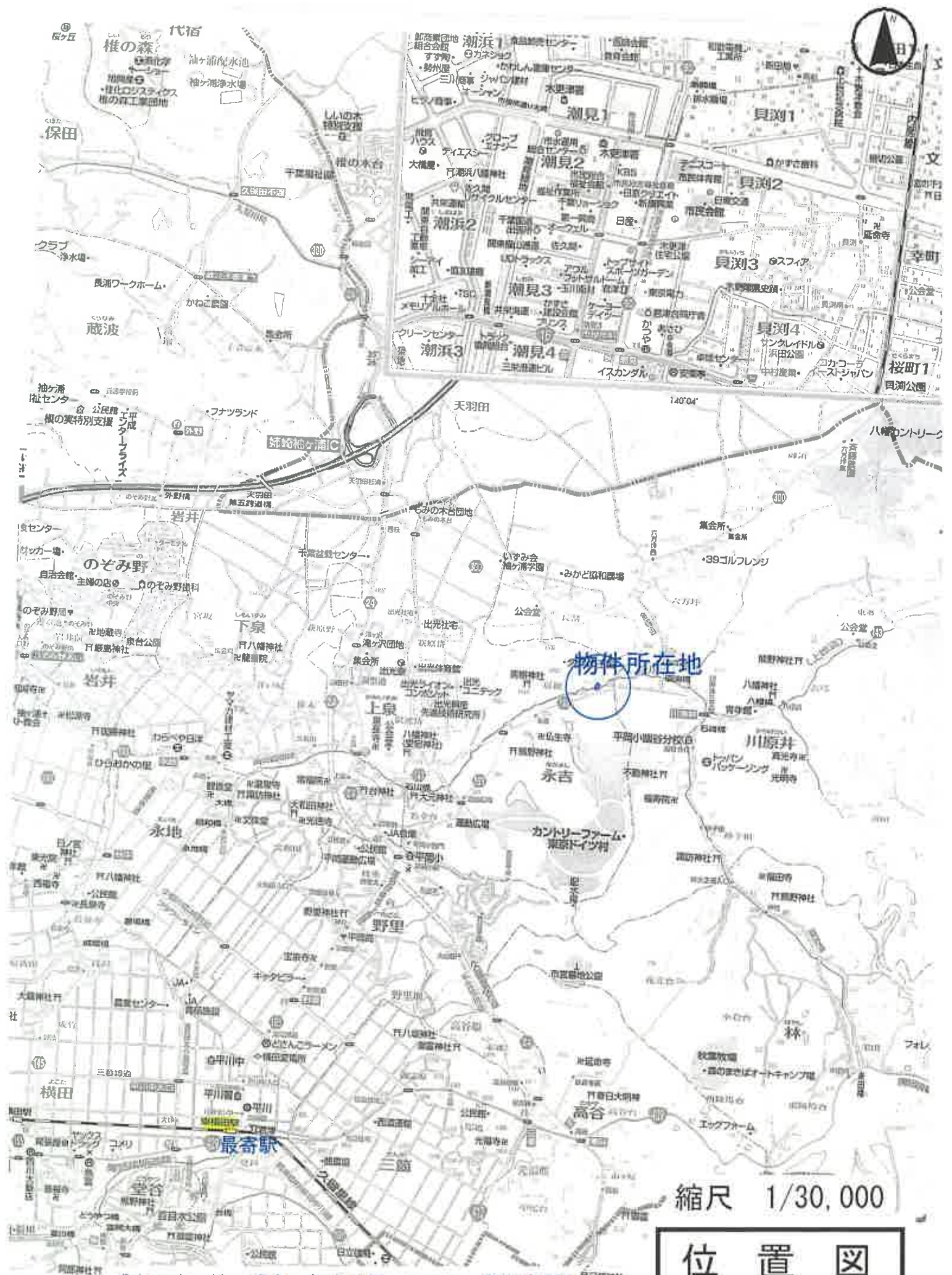
用 途 指 定 等：市街化調整区域、用途地域指定なし（建蔽率60%・容積率200%）

地 域 の 概 要：農家住宅等が見られる農地の多い住宅地域

第7 附属資料

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 土地建物位置関係図

以 上



「木更津・袖ヶ浦市」都市地図 昭文社 2018年2版

縮尺 1/30,000

位置図



1466

1482

1483-3

1483-1

1483-2

1483-4

0-1481

物件2

1476-2

物件1

1476-1

1475-2

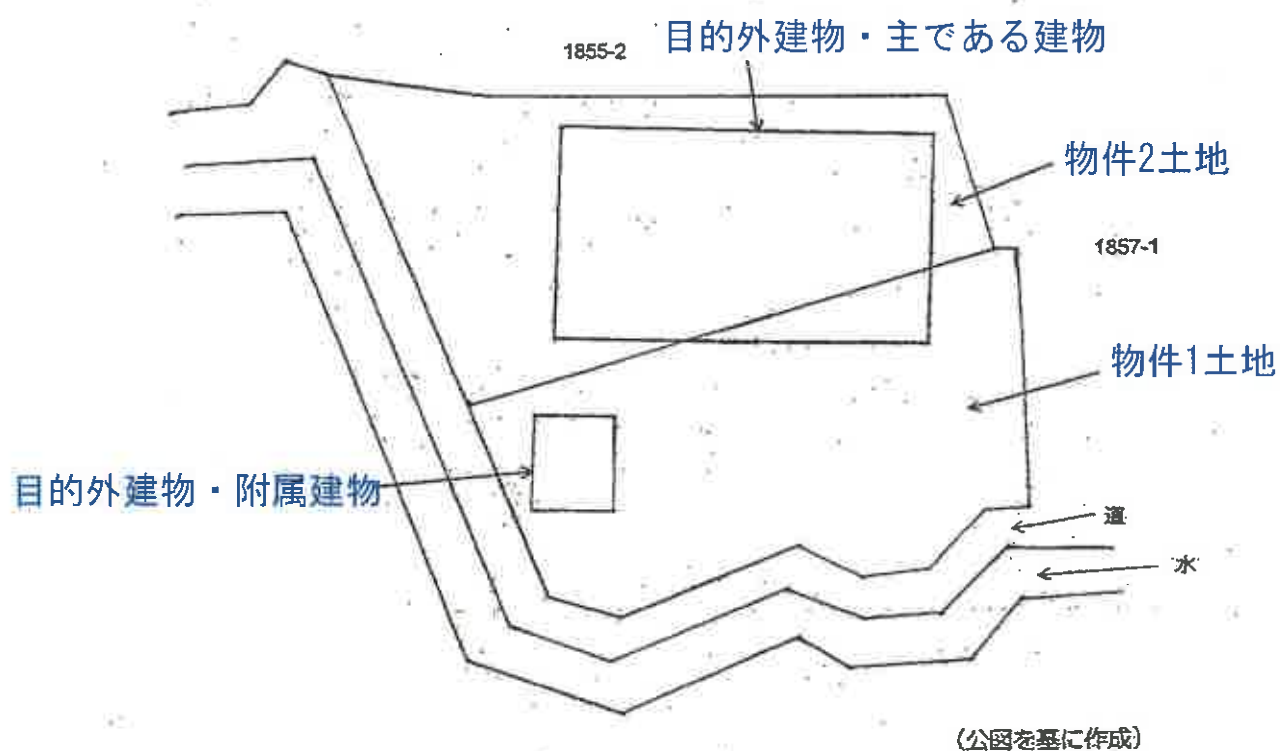
1475-3

1474

縮尺 1/600

公 図 写

土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるも
土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



土地建物位置関係図